

1. 令和6年第2回郡上市議会臨時会議事日程（第1日）

令和6年4月16日 開議

日程1 仮議席の指定

日程2 議選挙第1号 議長の選挙について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程2まで

日程3 議席の指定

日程4 会議録署名議員の指名

日程5 会期の決定

日程6 議選挙第2号 副議長の選挙について

日程7 議選任第1号 常任委員会委員の選任について

日程8 議選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

日程9 議 発 第 4 号 広報広聴特別委員会の設置について

日程10 議 発 第 5 号 濃飛横断道整備促進特別委員会の設置について

日程11 議 発 第 6 号 予算特別委員会の設置について

日程12 議選任第3号 広報広聴特別委員会委員の選任について

日程13 議選任第4号 濃飛横断道整備促進特別委員会委員の選任について

日程14 議選任第5号 予算特別委員会委員の選任について

日程15 議 案 第 57 号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）

日程16 議 案 第 58 号 専決処分した事件の承認について（郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程17 議 案 第 59 号 専決処分した事件の承認について（令和5年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））

日程18 議 案 第 60 号 専決処分した事件の承認について（令和5年度郡上市水道事業会計補正予算（専決第2号））

日程19 議 案 第 61 号 郡上市監査委員の選任同意について

日程20 議 案 第 62 号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程21 議 案 第 63 号 郡上市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	北 山 浩 樹	2 番	大 坪 隆 成
3 番	有 井 弥 生	4 番	和 田 樹 典
5 番	みずの ま り	6 番	蓑 島 正 人
7 番	池 田 源 則	8 番	池 戸 郁 夫
9 番	山 田 智 志	10 番	本 田 教 治
11 番	長 岡 文 男	12 番	田 代 まさよ
13 番	田 中 義 久	14 番	蓑 島 もとみ
15 番	森 藤 文 男	16 番	原 喜与美
17 番	野 田 かつひこ	18 番	清 水 敏 夫

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 川 弘 保	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	健康福祉部長	田 口 昌 彦
農林水産部長	田 代 吉 広	商工観光部長	粥 川 徹
建 設 部 長	三 輪 幸 司	環境水道部長	遠 藤 貴 広
郡上偕楽園長	成 瀬 敦 子	教 育 次 長	長 尾 実
会 計 管 理 者	中 山 洋	消 防 長	兼 山 幸 泰
郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信	国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史
代表監査委員	大 坪 博 之		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課長	野 田 知 孝
議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志	議会事務局 議会総務課 主 任	荻 本 恵

○議会事務局長（齋藤貴代） おはようございます。

本臨時会は一般選挙後、最初の議会になりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

本日の出席議員中、野田かつひこ議員が年長の議員でありますので、御紹介させていただきます。
野田かつひこ議員、議長席へお願いいたします。

（年長議員 野田かつひこ議員 議長席に着く）

○臨時議長（野田かつひこ） おはようございます。

ただいま紹介を頂きました野田かつひこでございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を取り行います。どうぞよろしくお願いします。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（野田かつひこ） ただいまの出席議員は18名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回郡上市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用なところを御出席いただきまして誠にありがとうございます。

なお、今日は報道のために写真撮影を許可しましたので、これもよろしくお願いします。

（午前 9時30分）

◎仮議席の指定

○臨時議長（野田かつひこ） 日程1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎市長挨拶

○臨時議長（野田かつひこ） ここで、このたび、郡上市長に就任されました山川弘保市長から所信表明を行っていただきます。市長、よろしくお願いします。

山川市長。

○市長（山川弘保） おはようございます。

令和6年第2回郡上市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、御健勝にて御参集いただき誠にありがとうございます。

このたびの市議会議員選挙において、厳しい戦いを勝ち抜かれ、市民の皆様方から信頼と期待を集めて、見事当選の栄に欲されました議員各位に心からお祝いを申し上げます。

私も市長選におきまして、多くの皆様方から温かい御支援を頂き、このたび第3代の郡上市長に就任させていただきました。誠に光栄であり、職責の重さに身が引き締まる思いです。これからの4年間、議会と執行機関ともに市民の皆様の負託に応えてまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

初議会の冒頭に当たり、これからの市政運営に対する所信の一端を申し述べ、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

郡上市は、合併して20年が経過しました。碓孝司初代市長は、1期4年間、7つの町村から1つの自治体としての郡上市を築き上げ、基礎を固めていただきました。日置敏明前市長は、4期16年にわたり、市政を担われ、市財政の健全化を図りつつ、様々な施策や取組を実施されたほか、新型コロナウイルス感染症といった未曾有の事態にも冷静に対応され、無事に合併20周年を迎えられました。その間、前市長をはじめとする執行部や市議会議員の皆様方には、大変な御苦勞のもと、様々な苦難を乗り越えられてきたことに、心から敬意と感謝を申し上げる次第です。

このたびの選挙において、私は自らの足で市内各地を歩き、1万人を超える方々の声を聞いてまいりました。市民は何に困っておられるのか、地域で何が起きているのかをお聞きする中で、市民に寄り添い、確実に実効性のある取組をスピード感を持って進めていくことが、郡上市の未来を守るために必要であると改めて確信をいたしました。私は命を守る、郡上を守る、また若者の未来を守るを基本方針とし、誰もが安心して暮らせる郡上を目指して、政策、施策の企画、立案とその実現に取り組んでまいります。

まず、できるだけ早い時期に取り組んでいく課題として、働きやすさ、暮らしやすさについて、世代に合わせた環境づくりを進めてまいります。

1つ目は、若い人たちが郡上で働き、郡上で暮らし続けることができるよう、環境づくりを進めてまいります。一例として、保育園や幼稚園でのおむつのサブスクリプション制度の導入、利用しやすい放課後児童クラブ、子育てサロンの運営など、子育てと働くことの両立を目指して、環境の一層の充実を図ります。

また、奨学金制度の充実や医療費助成制度の継続、住宅建設に関わる補助制度の継続、拡充や移住してこられる人々に対し、今より利用しやすい各種支援制度の検討など、郡上で住み、安心して暮らし続けることができるための施策、対策を検討していきます。

なお、政策の立案や施策、事業の推進に当たっては、若い世代の方々に各種の会議等への積極的な参加を呼びかけるとともに、対話の機会を生かして、御意見や御提案を施策の中に反映できるようにしてまいります。

2つ目は、現在、郡上の経済、社会を中心的な立場から支えてくださっている世代に対しては、今後も郡上で働き、暮らし続けることに生きがいや誇りが持てるような施策や事業を推進していきます。例えば、事業継承や、新たな事業を起こすための積極的な支援策、また、企業誘致とそのため事業所用地の整備など、働く機会の創出と働く場所の選択肢を拡大する取組を進めます。

また、情報技術の革新など、労働環境変化に応じて働く力を高めるための支援も必要となると考えます。このため、スマート農林業の技術取得の研修補助、企業がデジタル技術の活用により変革し、競争力を高めていくための効果的な情報提供などを推し進めてまいります。

そして、これらを進めていくに当たっては、今後、職種・業種ごとに働く方々との対話の機会や意見交流を行いながら、政策立案や事業推進に生かしていきます。

3つ目は、御高齢の方が生きがいを持って安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進していきます。これには、世代を超えて交流したり、地域の活動に積極的に参加したりできる機会と環境の整備が必要だと考えます。例えば、地域でのサロンや公民館活動における交流、また、小中学校ごとに地域と学校との交流や活動など、人と人との触れ合いを通じて、生きがいや楽しさを感じられる取組を推進してまいります。

また、安心して暮らしていただくためには、誰も取り残さない避難の体制づくり、買物支援や医療機関などへの利用のしやすい移動手段の工夫、地域の中での生活支援や介護予防の仕組みづくりも必要です。小さな拠点づくりの考え方にに基づき、互いに支え合い、共に助け合う地域づくりに向け、具体の策を講じていきたいと考えています。

これら今後の地域づくりを進めていくに当たっては、地域ごとに懇談の機会を持ち、住民の皆さんが主体となって、それぞれの地域の生きる知恵、暮らす知恵を生かせるよう、一緒になって考えを支援してまいります。

これまでお話しした早期に取り組む課題のほか、長期的な見通しをもって、次の課題について、これまでの施策や事業の検証を行いながら、人口減少や脱炭素社会などへの問題への対応を踏まえて取り組んでまいります。

1点目は、医療・福祉・健康について。医療介護などの慢性的に不足している人材育成と確保、今後も安定した形で提供できるための地域医療体制の充実と効果的な運用、健康診断結果を生かした健康づくりを進めます。

2点目は、市民の安全・安心の確保について。上下水道施設の老朽化対策、道路や橋梁の計画的整備や長寿命化、河川災害、土砂災害の防止対策、災害時の避難情報提供体制や避難所運営の改善などを国や県とともに計画的に進めます。

3点目は、地域経済の活性化について。商工業の継続及び発展のための中小事業者支援、産業全般にわたる人材不足対策、農林業の技術向上支援や成長化産業を進めます。

4点目は、環境保全について。長良川など、郡上の清流の保全、森林や農地の保全、脱炭素社会、郡上の実現に向けた活動や日常生活での環境保全の取組に邁進いたします。

5点目は、郡上の特色ある文化教育について。未来を担う子どもたちが地域とのつながりを深めつつ、教育・産業学習や体験活動の充実を図り、ふるさとを大切にしたいと思う郡上学の実施、貴重な文化財の保護と効果的活用、伝統文化や伝統芸能の継承に取組ます。

最後は、デジタル技術を活用した市民サービス及び市役所での業務改革の推進です。市民の皆様がどこからでも行政にアクセスできるようになり、また、行政もスピーディーに市民の皆様に対して情報発信を行えるシステムを充実させていきます。今後は、情報技術を活用して市民生活の利便性の向上を目指すほか、事務事業の効率化と市職員の働き方改革を進めます。

なお、これまで推進してきた観光立市郡上については、総合的、横断的な取組として一層充実を図ってまいります。その中で、観光事業については、濃飛横断自動車道や中部縦貫道など、今後、国の基幹・道路網の整備や外国人観光客の増加を視野に入れ、本市の観光資源を十分に生かし、観光連盟との連携により、魅力ある郡上の観光を推進してまいります。

脱炭素社会を求める世界の潮流の中で、環境保全と観光振興の融合を図る新たな取組も同時に進めなくてはなりません。地域内でのエネルギー循環を視野に入れた施策を実施していきます。

結びになりますが、郡上市が合併してから20年を経て、現執行部が取り組まねばならない重要課題は山積しているのが現状です。大変厳しい財政状況、少子高齢化と歯止めの効かない人口減少問題、若い世代が活躍できる社会の実現、公共施設の適正配置、教育行政改革や医療改革など、諸課題をこのまま先送りすることはできない状況となっています。このことから、スピード感を持って、これらの課題を強力に、確実に進めていけるよう、副市長を二人体制とした執行部体制の強化が必要と考え、本議会において条例改正をお願いしているところです。

市民の皆様をはじめ、市議会並びに関係各位の御理解と御支援を改めてお願い申し上げ、市政運営に当たりまして、所信の一端の表明とさせていただきます。

次に、本日、御提案申し上げます案件は、専決処分した事件の承認に関するもの4件、人事に関するもの1件、条例の一部改正に関するもの2件の計7件でございます。詳細につきましては、後ほど部長より御説明申し上げますので、何とぞ十分な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

※平成6年4月16日、郡上市長 山川弘保。

○臨時議長（野田かつひこ） ありがとうございました。

◎議選挙第1号について

○臨時議長（野田かつひこ） それでは、日程2のほうへ参ります。

議選挙第1号、議長の選挙についてを議題といたします。

選挙の方法についてお諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（野田かつひこ） ありがとうございます。異議なしと認め、よって、議長の選挙の方法は、指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、臨時議長において指名したいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（野田かつひこ） 異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

指名をいたします。議長に森藤文男議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました森藤文男議員を議長の当選人と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（野田かつひこ） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました森藤文男議員を議長の当選人とすることに決定いたしました。

ただいま議長に当選されました森藤文男議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

議長に当選されました森藤文男議員より御挨拶を頂きます。

森藤文男議員。

○新議長（森藤文男） 15番、森藤です。

まずは、山川新市長、御就任おめでとうございます。

さて、このたび、郡上市議会議長に御推挙を頂きました森藤でございます。その責任の重さを痛感しております。

就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

執行部とこの議会は、二元代表制であります。車の両輪によく例えられますが、駆動しなければ広い意味で郡上市民のための利益にはなりません。そのためには私は、調和と協働が必要だと考えます。執行部の役割、議会の役割を果たす上で、お互いが尊重をしなければなりません。改選後の議会構成は現職9名に加え、新しく9名の新人議員という全国的にも注目される議会となります。現職・新人の、私は融合による新生郡上市議会として、郡上市民の皆さんの負託に応えるべく、その責務を自覚して前進していく必要があると考えます。

また、私たちは今後の新しい郡上市の運営を模索するに当たり、歳出の中身を郡上市発展の優先

順位に従って切替え、あれもこれもを追求する次代施策から、あれかこれかを選択し、知恵や創意工夫による次代施策に移行する必要があると考えます。その一端に、投資概念の導入が極めて重要であり、中でも人への投資、人的資本への投資が重要になると考えます。

いろいろ申し述べましたが、言葉の意味をそしゃくしていただき、その責務を皆様方も果たしていただきたい、そういうふうに思います。いずれにしても、郡上市の市民のために、総合的にあなばようやっていきましょう。

就任に当たり、決意、思いを述べさせていただきました。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（野田かつひこ） 議長に当選されました森藤文男議員、今後ともよろしくお願いいたします。
ます。

それでは、議長を交代する間、暫時休憩といたします。よろしくお願いいたします。

（午前 9時54分）

○議長（森藤文男） それでは、会議を再開いたします。皆様、よろしくお願いいたします。

（午前 9時55分）

○議長（森藤文男） ここで、日程の追加をしたいと思います。

お諮りします。日程3、議席の指定から日程21、議案第63号 郡上市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例についてまでの19件を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、日程3、議席の指定から日程21、議案第63号 郡上市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例についてまでの19件を日程に追加することに決定をいたしました。

追加議事日程につきましては、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

◎議席の指定

○議長（森藤文男） 日程3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には1番 北山浩樹議員、2番 大坪隆成議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森藤文男） 日程5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日4月16日から4月30日までの15日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日4月16日から4月30日までの15日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますのでお目通しを願います。

◎議選挙第2号について

○議長（森藤文男） 日程6、議選挙第2号 副議長の選挙についてを議題といたします。

選挙の方法についてお諮りいたします。副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は、指名推選により行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

指名をいたします。副議長に田中義久議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました田中義久議員を副議長の当選人と決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田中義久議員を副議長の当選人とすることに決定をいたしました。

ただいま副議長に当選されました田中義久議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

副議長に当選されました田中義久議員、御挨拶いただきます。

13番 田中義久議員。

○副議長（田中義久） 13番 田中でございます。ただいま、栄えある郡上市議会の副議長に御選任を賜りまして、大変光栄に存じますとともに、また身の引き締まる思いでございます。今まさにその責任の重さをひしひしと痛感をしている次第でございますが、ここに御推挙をいただきましたからには、森藤議長をお支え、補佐申し上げ、そして皆様方のお力添えを頂きながら、円滑なる議会運営と郡上市議会のさらなる活性化に努めてまいる所存でございます。

どうか、先輩並びに同僚議員の各位におかれましては、今後ともなお一層の御指導、御鞭撻を賜りますように、心からお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、就任の御挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（森藤文男） 副議長に当選されました田中義久議員、今後ともよろしく願いいたします。

議選任第1号及び議選任第2号について

○議長（森藤文男） それでは、日程7、議選任第1号 常任委員会委員の選任について及び日程8、議選任第2号 議会運営委員会委員の選任についての2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっています常任委員会の選任及び議会運営委員会委員の選任については、郡上市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名をいたします。

指名については、事務局から報告をいたします。

齋藤議会事務局長。

○議会事務局長（齋藤貴代） はじめに、議選任第1号 常任委員会の委員につきまして、私から報告させていただきます。

総務常任委員会委員に、18番 清水敏夫議員、15番 森藤文男議員、11番 長岡文男議員、5番 みずのまり議員、4番 和田樹典議員、1番 北山浩樹議員、以上6名でございます。

産業建設常任委員会委員に、17番 野田かつひこ議員、16番 原喜与美議員、12番 田代まさよ議員、9番 山田智志議員、7番 池田源則議員、6番 蓑島正人議員、以上6名でございます。

文教民生常任委員会委員に、14番 蓑島もとみ議員、13番 田中義久議員、10番 本田教治議員、8番 池戸郁夫議員、3番 有井弥生議員、2番 大坪隆成議員、以上6名でございます。

続きまして、議選任第2号 議会運営委員会委員でございます。18番 清水敏夫議員、17番 野田かつひこ議員、16番 原喜与美議員、14番 蓑島もとみ議員、13番 田中義久議員、11番 長岡文男議員、10番 本田教治議員、以上の7名でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） ただいま指名したとおり、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

◎議発第４号から議発第６号までについて（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程９、議発第４号 広報広聴特別委員会の設置についてから日程11、議発第６号 予算特別委員会の設置についてまでの３議案を一括議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

齋藤議会事務局長。

○議会事務局長（齋藤貴代） 議発第４号 広報広聴特別委員会の設置について。

次のとおり広報広聴特別委員会を設置するものとする。令和６年４月16日提出、郡上市議会議長 森藤文男。

１、名称、広報広聴特別委員会。２、設置の根拠、地方自治法第109条第４項及び郡上市議会委員会条例第６条。３、目的、議会に対する市民の意向の把握及び情報提供のための調査研究。４、委員の定数、９人。５、調査の期間、調査が終了するまでとし、閉会中もなお継続し調査を行う。

続きまして、議発第５号です。濃飛横断道整備促進特別委員会の設置について。

次のとおり、濃飛横断道整備促進特別委員会を設置するものとする。令和６年４月16日提出、郡上市議会議長 森藤文男。

１、名称、濃飛横断道整備促進特別委員会。２、設置の根拠、地方自治法第109条第４項及び郡上市議会委員会条例第６条。３、目的、濃飛横断自動車道整備促進に関する調査。４、委員の定数、８人。５、調査の期間、調査が終了するまでとし、閉会中もなお継続し調査を行う。

最後に、議発第６号です。予算特別委員会の設置について。

次のとおり、予算特別委員会を設置するものとする。令和６年４月16日提出、郡上市議会議長 森藤文男。

１、名称、予算特別委員会。２、設置の根拠、地方自治法第109条第４項及び郡上市議会委員会条例第６条。３、目的、一般会計、各特別会計並びに企業会計の予算に関する調査及び審査。４、委員の定数、17人。５、調査の期間、調査が終了するまでとし、閉会中もなお継続し調査を行う。

以上でございます。

○議長（森藤文男） それでは、質疑、討論も省略し、議発第４号から議発第６号までの３議案を一括して採決いたします。

議発第４号 広報広聴特別委員会の設置について、議発第５号 濃飛横断道整備促進特別委員会の設置について、議発第６号 予算特別委員会の設置について、以上、３議案について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議発第４号、議発第５号、議発第６号は、原案

のとおり可とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました各特別委員会につきましては、ただいま議決されましたとおり、設置目的に関する調査等を付託し、閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、各特別委員会の設置目的に関する調査等を付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたします。

◎議選任第3号から議選任第5号までについて

○議長（森藤文男） 日程12、議選任第3号 広報広聴特別委員会委員の選任についてから日程14、議選任第5号 予算特別委員会委員の選任についてまでの3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっています各特別委員会の委員の選任については、郡上市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名をいたします。

事務局から報告いたします。

齋藤議会事務局長。

○議会事務局長（齋藤貴代） それでは、特別委員会の委員を報告させていただきます。

議選任第3号 広報広聴特別委員会の委員に、17番 野田かつひこ議員、14番 蓑島もとみ議員、12番 田代まさよ議員、10番 本田教治議員、9番 山田智志議員、5番 みずのまり議員、4番 和田樹典議員、3番 有井弥生議員、1番 北山浩樹議員、以上9名でございます。

続いて、議選任第4号 濃飛横断道整備促進特別委員会の委員に、18番 清水敏夫議員、16番 原喜与美議員、13番 田中義久議員、11番 長岡文男議員、8番 池戸郁夫議員、7番 池田源則議員、6番 蓑島正人議員、2番 大坪隆成議員、以上8名でございます。

次に、議選任第5号の予算特別委員会につきましては、議長を除く17名ということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上となります。

○議長（森藤文男） ただいま指名したとおり、各特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

それでは、郡上市議会委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会の委員長、副委員長の互選を行うため、暫時休憩といたします。

○議会事務局長（齋藤貴代） それでは、御案内いたします。

ただいまから、委員会の開催場所の一覧のほうをお配りしますので、しばらくお待ちください。そして、その一覧表に従って順番に委員会のほうを開催していただきまして、正副委員長の互選を

行っていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいま準備しますので、しばらくそのままお待ちください。

最初に、予算特別委員会のほうを正副委員長の互選を行っていただきますので、皆様、そのままその席でお待ちください。

(午前10時11分)

○議長（森藤文男） それでは、皆様どうもお疲れさまでございました。休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時57分)

◎発言の訂正

○議長（森藤文男） ここで、山川市長より発言を求められておりますので、発言を許可します。
山川市長。

○市長（山川弘保） 先ほどの所信表明の中で、本来でございましたら、令和6年4月16日とお伝えするところを誤って、平成6年4月16日と誤ってしまいましたので、申し訳ございませんが、訂正でお願いいたします。

○議長（森藤文男） それでは、各委員会の委員長、副委員長の報告をいたします。
事務局に報告させます。
齋藤議会事務局長。

○議会事務局長（齋藤貴代） それでは、各委員会の正副委員長を報告させていただきます。
総務常任委員会委員長、長岡文男議員、副委員長、清水敏夫議員。
産業建設常任委員会委員長、原喜与美議員、副委員長、野田かつひこ議員。
文教民生常任委員会委員長、本田教治議員、副委員長、蓑島もとみ議員。
議会運営委員会委員長、清水敏夫議員、副委員長、野田かつひこ議員。
広報広聴特別委員会委員長、野田かつひこ議員、副委員長、本田教治議員。
濃飛横断道整備促進特別委員会委員長、清水敏夫議員、副委員長、原喜与美議員。
予算特別委員会委員長、清水敏夫議員、副委員長、野田かつひこ議員。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 各委員会の委員長、副委員長につきましては、ただいま報告したとおり決定をしました。

◎議案第57号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（森藤文男） それでは、日程15、議案第57号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） よろしく申し上げます。

それでは、議案第57号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）。

郡上市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年4月16日提出、郡上市長 山川弘保。

本議案は、上位法であります地方税法等の一部改正に伴う条例改正です。データのほうを御覧いただきますと、2ページ以降に新旧対照表という、右側に改正前、左側に改正後の内容を示して変更箇所を明示した改正の手法でございますが、新旧対照表がございます。記述が大変複雑でありますので、次の資料で改正内容を説明させていただきます。データはずっと表示されるかと思うので御覧ください。

税条例の一部を改正する条例と書いた57号資料と書いてございます。御覧いただいている資料では、数字の太字の括弧以降に改正の内容、概要を記載してございます。その下段に括弧書きで対象となる条文を示しております。順に説明をさせていただきます。

まず、改正の一つ目。市民税・固定資産税・特別土地保有税について、職権により減免を可能とする規定を追加する改正です。該当します条文は、第51条、第71条、第139条の3で、以下、（2）以降も同様の記載としておりますので、御承知おきを申し上げます。

改正内容は、記載の3つの税について、生活保護を受けた者や、あるいは災害等により著しく価格が減じた固定資産の所有者等が減免を受けようとする場合は、各税の納期限の7日前までに減免事由を証明する書類を添付して提出すべきところ、減免に足る状況が明らかである場合には、職権、市の職員の権限、市長権限ということになりますけども、そちらで減免することができると、かような規定を追加する改正でございます。

（2）に参りまして2点目です。能登半島地震により、当該地域内に不動産を有する場合の特例措置を定める改正です。下にイメージ図を載せておりますので、御覧いただきながらお聞きください。

郡上市内に住所を有する方が、能登半島地震で被害を受けた自治体内に不動産を有し、当該不動産に損害を受けた場合、損害額や修繕を行った費用については、その一部を雑損控除という課税所

得から控除できる制度がございます。この雑損控除は、通常、黒い矢印を見ていただきますと、地震が発生した本年分の令和6年の確定申告に反映されまして、住民税に係る軽減措置は、翌年の令和7年度に反映をされます。この場合、減税措置が地震発生から1年を超えて反映することになるため、去る2月に能登半島地震の被災者支援としまして、地方税法の一部改正がなされ、早急に減税措置が講じられるよう、令和5年中の雑損控除として取り扱うことができるようになりました。したがって、令和6年から減税措置が対応となると、そういった改正でございます。今ほどの改正内容は赤矢印に示しておりますとおり、令和5年の雑損控除として扱えるといったことを表現してございます。

なお、郡上市内に該当する方がいらっしゃるかどうかは、当市では分かりませんが、該当がある場合に備えて条例を整備していくと、そういった趣旨の改正でございます。

ページを改めます。3点目は、国による経済対策である定額減税に伴う改正です。

定額減税は、本年の課税から所得税にあつては1人3万円を、住民税にあつては1人当たり1万円を減税する国による経済対策です。住民税には県民税と市民税の2種類がありますので、市の条例におきましては、市民税に係る減税の規定を新たに設ける等の必要な規定を整備する改正です。

なお、参考に定額減税のイメージを図で説明させていただきますけれども、例示は世帯主と扶養親族3人ということで、4人世帯の場合で説明をさせていただきます。

表の中に左から2番目に従来とございます。例えばでありますので、あくまでも参考として御理解いただきたいですけれども、月給が30万円の方が所得税3,000円、住民税7,000円を毎月支払っているという例で、手取りは26万7,000円になるということでありまして、まず黄色の囲み内に赤字の住民税ということが書いておりますけれども、国民1人当たり1万円の減税が行われますので、4人世帯では4万円が減税されます。減税の手続につきましては、あくまでも例示でございますけれども、下の表に記載のとおり、従来は毎月赤字の7,000円を6月から翌年5月の12か月間で計8万4,000円を徴収させていただいておりました。ただ、本年に限りましては、表中の令和6年6月にゼロ円と書いてございますが、徴収をしないということで、7月から翌年5月までの11か月間で減税後の4万4,000円を均等に月4,000円徴収するということが減税をされます。したがって、頂くお金を頂かないことで実質的には減税が反映されるという解釈です。

なお、参考までに国税であります青字の所得税は、本年6月から4人世帯分の減税分12万円を12万円に到達するまで徴収しないということで減税が実施されます。例示の場合は、6月から12月までの7か月間での減税分、徴収しない分が3,000円、一月当たりになりますので、7か月分となりますので、2万1,000円の減税しか実施されないとなりますと、12万円の減税が全て反映されないということになりますので、このために差額の9万9,000円を1万円単位の10万円に切り上げまして、こちらは今度は給付金として支給すると、そういった減税対策が行われるということでありま

す。

あくまでもイメージですので、金額は例示として御理解いただきたいですし、所得税は国税であります。あくまでも今回市の条例で改正したのは市民税にかかる部分だけということで、今ほどの部分は今年実施される減税を全体的に説明させていただくということで御理解いただきたいと思います。

(4) 番目でございますけども、わがまち特例と呼ばれます固定資産税の減額の特例にバイオマス発電設備の特例割合を追加するという改正を行ってございます。

地方団体が地域の実情に応じた政策を展開できるように、法律の範囲内で減税措置を講ずることができる、わがまち特例に関しまして、出力が1万キロワット以上、2万キロワット未満のバイオマス発電設備のうち、一般木質農作物残渣区分——木を伐採した際に出荷しない枝や根のことでありますけれども——これに該当するものについての課税標準額の特例が設けられたことを受けまして、新たに課税されることになった年度から3年度間に限りまして、通常の課税標準額に7分の6を乗じた額とするという規定を追加します。結果的に7分の1が減税されるということではあります。

なお、現在市内には特例の対象となる施設はございません。

また、もう一点が、企業が自社の従業員の子を保育する施設、または事業主から委託を受けて従業員の子の保育のために設置した施設に対しては、申請によりまして、固定資産税の課税標準額を市で定める率、こちらは2分の1とされておりますけれども、こちらの規定は、法律上は既に適用期間が満了して失効しております。法律上も失効した規定が削除されましたので、条例中におけるこの規定も削除させていただいたと、かような改正であります。

次に、5点目は、認定長期優良住宅である分譲マンション等の固定資産税の軽減に係る申告書の提出方法の規定を追加しております。

認定長期優良住宅とは、米印に説明がありますように、長期的に使用するための構造・設備等を有している建築事務所の認定を受けた家屋を指します。この住宅について固定資産税の軽減を受けようとする場合は、規定の申告書を市に提出しなければなりませんけれども、分譲マンションなどにあつては、それぞれの入居者が申告書を提出しなければならないとされておりましたところ、その家屋の管理者が申告書を提出すれば軽減を適用することができるといった規定を新設しております。

6点目は、土地に対する固定資産税の特例期間延長と、新型コロナウイルスに係る特例の削除であります。

土地に係る税額は、基本的に課税標準額に税率を乗じて算出しますけれども、宅地については、他の地目と比べて価格の変動が激しいために、年度間の下落率に応じてその計算方法には特例が定

められているということでもあります。今般、これらの特例が3年間法律により延長されましたので、これに併せて条例も3年間の延長の改正を行ったものであります。

また、固定資産税は過去において全国的に課税標準額が低く押さえられておりましたが、国の方針で段階的に標準的な課税標準額に改めるという措置が講ぜられております。この結果、税金は段階的に上昇することになりますけれども、コロナ禍に配慮しまして増税となる場合は、これを据え置くとする特例が定められておりました。今般、コロナが第5類に移行するなど、その影響は緩和されたこと、ただ実際には令和3年度をもって、この規定も失効しておりますので、この特例を廃止するという改正でございます。

7点目は、法律改正に伴って条例に引用する条文の改正や文言の変更がございましたので、法律改正に併せる規定整理を行ってございます。

今ほどの内容が新旧対照表という形式で表しておるんですが、冒頭に申し上げましたけれども、右側に改正前、左側に改正後の条文を記載してございます。大変複雑な条文でありますけれども、資料の後段には各条文の解説資料を付けさせていただいております。

施行日は、令和6年4月1日としております。

議会を開くいとまがなく、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森藤文男） それでは、説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 13番 田中義久です。ちょっと確認ですけれども、特別土地保有税、これは税収として現在税額は現に入っているのかどうか。ちょっとまず1点お聞きします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 特別土地保有税といいますのは、いわゆるバブル期に非常に価格が高い土地取引があつて、それに対する抑制措置ということで設けられたという税金であります。平成15年以降は課税されておられません。税収はないということで御理解ください。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 13番 田中です。今、総務部長が言われたとおりだというふうに理解してはいますが、そうした課税停止されている税目を減免するとか、こういう説明書きの中で書いてある、例えば4ページでしたか、8ページかな、あるんですけど、幾つかあると思います。特別土地保有税につきましては、現在は課税されていないですが、それは地方税法に基づく根拠があるわ

けですけれども、いわゆる法令、例規の中の整合性という意味では、こういう書き方になっているのは、準則としてこういう書き方でできていると。そういうことでしょうか。少し何か違和感を感じるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森藤文男） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） おっしゃられますように、取っていないものは規定してあるとか、そういったことは法律上あるんですけれども、実際にやはり法律が改正されその内容を条例に反映すると。うちは独自なので規定しないということをさせていただきますと、法律との整合性が取れなくなるので、私どもとしてはやはり国から示される準則というものに基づいて、取ってはいない、国の方針で取らないということではありますけれども、その規定は残しておく、準則に準じて改正していくという方法でやらせていただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 了解しました。

ただ、条例の説明においては、改正の、今の課税停止であるという実際のところは、やっぱり説明の中にあっていいのかなというふうに思いますので、資料作成時には、そういうところも付加してもらってもいいのかなと、こういう指摘でございます。

以上です。

○議長（森藤文男） ほかにございませんか。

（挙手する者あり）

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。最初の（1）の職権により減免ができるというところに関わりまして、若干説明を頂きたいと思います。

もし、ここに資料のところに出ております説明より、さらに詳しいところがあれば教えていただきたいんですが、もしこのままでしたら、やや分かりにくいといえますか、抽象的なところがございまして、こういう場合はどうなるのかという質問であります。

3行目に、減免事由を証明する書類というのがありますが、例えば災害の場合だったら、罹災証明書なんかが該当するのかなと思うんですが、どういう証明があるのか、あるいは必要とするのか。

次に、減免に足る状況が明らかである場合というのは、どういうふうに判断するのか、ちょっとこれ抽象的ではないかと思うんです。

それが職権にて減免できるわけですから、ややもするとこんなことはないと思うんだけど、恣意的な判断というのも入り込まないわけではない。そういう心配を若干しておるわけです。こういう減免というのはやっぱり公正であるべきですので、その辺の留保がどういうふうに取りれるの

かを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（森藤文男） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 先ほどの田中議員の御指摘もありまして、特別土地保有税というものは、おっしゃられるように課税はしていないけれどもということはあるんですが、ちょっと説明を作らせていただく際にも、どこまで書かせていただくか、非常に苦慮しておりまして申し訳ありません。

実際に今ほどの質問、事前に申請をして減免を適用しますよと言いますのは、法律改正の趣旨としましては、能登半島地震が発生したと、減免の対象になるんだけど、実際にはこちらではある程度その方の生活の困窮度とか状況を把握していると、確かに被災もしたと、そういったところであれば、市の職員でおっしゃられますように、具体的にこういった証明書を持ってというのは、ちょっと御説明できないので申し訳ないんですけども、そういった客観的な事実を持ってあらかじめ減免しましょうということのところを、職権でできるようになったということです。今回のきっかけは、能登半島地震であるということで御理解いただきたいと思います。

職員がいると恣意的になるのではないかという懸念につきましては、やはりきちんとした生活状況を確認した上で、そういったことが説明できるようなことでやっていかなければならないということは当然考えておりますし、今ほど即答できないので申し訳ございませんが、そういった意味では、私どもとしては、皆様方に見ていただいても、確かにそうだなと、説明に足る書類を持ってきちんと対応していく必要があると、かように考えております。お願いします。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 私もいの一に浮かんだのは、やっぱり能登半島地震ですね。私的な財産が大変大きなダメージを受けて、本当に混乱状況の中で何らかの救済を取っていくというのは大変難しいことだと思うんですね。そのためにも私は事前の想定と準備が大事だと思うんです。この今の証明する書類というのは一体どういうのが考えられて何が必要なのか。こういうところにやっぱり公正を留保する大事な要因があるのではないかなと思うんですね。今からこれ考えられるんかもしれませんが、できるだけ詳細な基準を設けて、少なくともこの執行部の中においては共通の認識になるように求めたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 18番 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） それでは、すみません、18番 清水ですが。大体分かったんですけども、定

額減税についてですけれども、これは国が6月から採用したいということで、法律はできとって遅れてきておりますが、これは所得税も市民税もそうですが、税額を納めてないと交付金と違うものですから、税金から減額していくというやり方なものですから、これは、国も市民税も自動的にこういうふうなシステムで減額を受けられるのか、あえて何か申請をしなきゃならんのか、市民の方のやるということがどういうこと何かちょっと聞いておきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えします。

6月から開始されるということでありまして、具体的なことはあまり来ていないというのが実情でございます。ただ、当然、市民税の賦課、あるいは所得税のほうは国税なのでちょっと置いとかせていただきますけど、市民税の賦課というのは市でやらせていただいておりますので、税額も分かっております。その方から、例えば特別徴収と普通徴収ということで、企業側から納めていただくような形もありますけど、そうしますとその場合は企業のほうに6月は納めんでもいいですよという通知を行うとか、普通徴収ですと通知書を送らないのか、ちょっと今回はゼロ円ですと送るのかっていう、事務处理的なことはちょっと詳細に御説明できませんが、そういった形でやらせていただきますので、基本的に今理解しておりますのは、やっていただくことはないだろうと。

ただ、非常に複雑な制度ですので、例えば1万円を控除できない場合、お支払い頂かずに済めばそれでいいんですけれども、それを逆に1万円に満たない場合、その場合は給付金として同じように支給しますので、それは所得税と市民税で合わせて端数が出たら1万円単位に整理するというちょっと複雑な制度なので、それを給付する際には何らかの手続がいるんだろうなとは思っております。

ただ、いずれにしましても、もう少し具体的なことが分かってきた折には、当然市民の皆様に必要な手続があればお知らせしていかなければならないと、かように考えておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 18番 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） ありがとうございます。これからの制度なものですから、まだ未知のところもあると思いますが、水道なんかも3か月減免のときには文書で連絡を頂いたような格好ですと、これは国がこうやってやっている、市もそうだな、国もそうだなということは、やっぱり明確に市民に伝わるようにしていただけるといいかなと思いますが、そのようになるとは思いますけれども、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第57号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第57号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第58号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程16、議案第58号 専決処分した事件の承認について（郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、議案第58号 専決処分した事件の承認について（郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年4月16日提出、郡上市長 山川弘保。

議案書の次に新旧対照表、その次に資料を添付しております。資料にて御説明をいたします。

改正理由になりますが、令和6年度税制改正において、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しが示され、それに伴い、地方税法施行令の一部改正が3月30日公布、4月1日施行されたことにより、国民健康保険税条例を一部改正するものです。

主な改正点ですが、1点目として、課税限度額の引上げ、第2条関係です。保険税の課税限度額、後期高齢者支援金等分を2万円引上げます。理由としましては、高所得者層に負担を求めることにより、中間所得層の負担軽減につなげる。被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、全国

の国保の課税限度額を超える世帯割合を1.5%までに近づくまで、段階的に引き上げていくとされていることによります。

今の点を表で示しておりますので、御覧を頂きたいと思います。

表の1段目、基礎課税額分、3段目、介護納付金分は据置き、2段目の後期高齢者支援金等分22万円を24万円に2万円増額します。合計104万円を106万円とします。

2点目として、軽減判定所得基準の拡充です。第23条関係です。

国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得基準の引上げです。理由としましては、経済動向に伴い、国民健康保険税の均等割、平等割の5割軽減・2割軽減における軽減判定所得基準を引き上げるものです。

次のページの表を御覧ください。

1段目の7割軽減は変更ありません。2段目、5割軽減。3段目、2割軽減について、被保険者数に乘じる額を、5割軽減は29万円を5,000円増額し29万5,000円に、2割軽減は53万5,000円を1万円増額し54万5,000円とします。

なお、軽減とは、低所得世帯に係る軽減により、例えば5割軽減とは、賦課額の5割を軽減し、5割賦課となった世帯を言い、7割、2割はそれぞれ3割賦課、8割賦課となる世帯のことです。

施行期日は、令和6年4月1日とし、令和6年度の国民健康保険税から適用します。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第58号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第58号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第59号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程17、議案第59号 専決処分した事件の承認について（令和5年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））を議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第59号 専決処分した事件の承認について（令和5年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））。

上記について地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年4月16日提出、郡上市長 山川弘保。

予算書の1ページを御覧ください。

令和5年度郡上市の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,407万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ310億5,216万1,000円とする。

2項を飛ばしまして、第2条に参ります。

繰越明許費の追加及び変更は、第2表 繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。

7ページへ飛んでいただきます。

第2表の繰越明許費の補正です。繰越明許とは、年度内に完了しない支出につきまして、翌年度に繰り越して使用する手続のことです。

上の1つ追加とございます。こちらのほうが、老人福祉施設整備事業、事業名欄にございます。こちらは1,738万円を繰越するものでございます。デイサービスセンターやまとの空調更新工事に関しまして、配線の入荷に遅延が生じたということでの理由で繰越しをさせていただきます。

その下の県営経営体育成基盤整備事業は、313万2,000円。こちらは、白鳥町の長滝地内での土地改良事業でございます。市が県に委託して実施する工事で、県から繰越対応での要望があったため、市のほうも繰越処理をするというものであります。

2つ目は、変更で、単独災害復旧事業（林業用施設）は、補正後の額を一番右側にございます542万9,000円に変更します。変更前から392万9,000円の増額となっております。林道整備に関しまして、地権者との交渉に時間を要した等の理由で増額をさせていただきます。

8ページをお願いします。

第3表 地方債補正は変更の手続を行っております。こちらは、地方債といいます市が行う借入

れに関しまして、事業の実績に合わせて起債の額を変更する手続のことです。

一番上の補助災害復旧事業は、変更前を見ていただいて、右側に補正前と後がありますが、補正後の限度額欄を御覧いただきますと、補助災害復旧事業は6,950万円に変更させていただきました。変更前からの額は6,790万円の減額であります。

その下の一般単独事業の緊急自然災害防止対策事業は、同じく右に行っていただきますと、補正後の額は2億170万円で、補正前と比べますと、1,630万円の増となっております。

辺地対策事業は、同じく補正後が4億6,410万円、1,660万円の減。

過疎対策事業は、同じく補正後が20億1,420万円で、マイナスの2,140万円です。

合計で、補正後としましては29億9,010万円に、8,960万円の減額をさせていただきました。

繰り返しになりますが、事業が確定しまして、借金の額を減らして、今回補正という形で提案させていただくというものであります。

それでは、補正の内容を説明しますので、事業概要説明一覧表という資料を御覧ください。画面に出ておろうかと思いますが。

こちらの資料は、今ほどの予算で増額を実際にさせていただいたんですけれども、歳入と歳入の区分ごとに補正予算の内容をお示しする資料であります。歳入にありましては、表の左から4つ目ほどにあります節の名称、あるいは少し中央欄に補正額とございます。こちらのほうを読み上げさせていただきます。補正理由にはその理由が書いてございますので、こちらは極力御覧いただき、読み上げは省略したいと思いますのでお願いします。

まず、3ページ目の、地方揮発油譲与税から最下段の交通安全対策特別交付金までは、国から交付されるお金でありますけれども、こちらが確定したということで、それぞれ増減をさせていただいております。

地方揮発油譲与税は249万円のマイナス、自動車重量譲与税が1,154万3,000円、利子割交付金は56万3,000円、配当割交付金が534万円、株式等譲渡所得割交付金1,110万4,000円、法人事業税交付金マイナスの574万3,000円、地方消費税交付金マイナス2,665万3,000円、同じくの社会保障財源交付金は1,428万6,000円、ゴルフ場利用税交付金がマイナスの184万3,000円、環境性能割交付金が521万円、地方特例交付金が190万5,000円、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が910万6,000円、地方交付税の特別交付税が3億7,996万円、交通安全対策特別交付金は23万2,000円といった形で補正をさせていただいております。

ページを改めまして、今度左側に款のところには13とありますけれども、こちらは分担金、負担金という項目であります。節が農業費の分担金で、隣に参りまして、農地農業用施設災害復旧費分担金ということで、農業の災害復旧に関して受益者から分担金を頂くようなお金ということで、それぞれの名称がそういった意味ということで御理解いただきたいと思います。マイナスの300万円、

こちらは高鷲地内の災害復旧工事6か所に係る地元分担金を事業費の確定または見込みによりまして減額をさせていただいたということでもあります。そういったことで補正理由に変えてございます。読み上げは極力省略しますので御了承ください。

下参りまして、林業費の分担金で林業用施設災害復旧費分担金はマイナスの131万3,000円。下参りまして、款の15に参りますと、こちらは国庫支出金ということで、国から頂けるお金ということです。

公共土木施設災害復旧費分担金は補正額がマイナスの227万円。下参りまして、過年公共土木施設災害復旧費負担金は2,074万9,000円のマイナス。総務管理費補助金のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進）はマイナスの529万7,000円。

ページを改めて、細節の名称が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は3,167万6,000円。下参ります、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金はマイナスの49万3,000円。節が道路橋りょう補助金として社会資本整備総合交付金（道路橋りょう事業）は4,108万円。

款16は、県支出金で県から頂くお金です。

総務管理費補助金の自主運行バス総合補助金は669万4,000円。

ページを改めまして、清流の国ぎふ推進補助金が272万円の増。こちらは事業採択ということで、補助金がついたということで県からお金がもらえますといった類いのものであります。その下は、移住支援事業補助金でマイナスの210万円。保健衛生費補助金の太陽光発電設備等設置費補助金がマイナスの429万5,000円。林業費補助金県単林道整備事業補助金がマイナスの720万円。清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金がマイナスの1,179万9,000円。下参りまして、自伐林家型地域森林整備事業補助金がマイナス19万円。

ページを改めて、岐阜県林業就業移住支援事業補助金がマイナスの30万円。山村強靱化林道整備事業補助金がマイナスの78万円。河川費補助金の急傾斜地崩壊対策事業補助金がマイナスの2,066万6,000円。保健体育費補助金のスポーツ振興まちづくり補助金が28万円、こちらも事業採択です。農地農業用施設災害復旧費補助金が1,601万1,000円、こちらは県の補助率が改定されたことにより増となりました。林業施設災害復旧補助金も同じくの理由で4,997万7,000円。

款18は、寄附金の項目です。

一般寄附金としまして、1,010万円は寄附金を頂いてこの額が確定したということで2件分を計上させていただいております。以降のふるさと寄附金とありますのは、1月から3月に受けた、いわゆるふるさと納税のことです。元気づくり寄附金が219万円。美しい農山村景観寄附金が335万円。

ページを改めまして、支えあう安心な暮らし寄附金は103万5,000円。香り高い伝統文化寄附金が120万5,000円。子どもたちの明るい未来寄附金が620万5,000円。熱意ある市民活動寄附金が9万円。

地域づくり寄附金が1,792万円。

次に、款19繰入金ということで、財政調整基金繰入金はマイナスの3億7,135万円です。こちらは事業費の確定などによりまして財政調整基金という貯金を取り崩さずに済んだということでマイナスということで御理解を賜りたいと思います。

地域振興基金繰入金が、補正額はゼロ円ですが、こちらは、この貯金をこの事業に充てようということで、色づけしたお金を各歳出事業に充てておるんですけども、事業費が確定しますと充て過ぎとかございますので、その額を調整したというようなことで充当替えというような言葉を使わせていただいておりますが、そういった趣旨であります。郡上市ふるさと応援基金繰入金は、美しい農山村景観寄附金以下の3つの寄附金の財源更正で補正額はそれぞれゼロ円であります。同じくこちらも充当先の変更ということでもあります。

ページを改めまして、2行目に参りまして、款21の諸収入は、商工費雑入で商工振興事業費雑入100万円は、キャッシュレス決済の運営経費に係る商工会からの負担金を頂戴しました。

款22といたしますのは、市債ということで借金でありますけれども、農業債の返地対策事業債がマイナス980万円、過疎対策事業債がマイナス80万円、林業債の返地対策事業債がマイナス680万円、過疎対策事業債がマイナス230万円、道路橋りょう債の過疎対策事業債が1,830万円のマイナス。

ページを改めまして、河川債の緊急自然災害防止対策事業債が1,630万円、補助災害復旧事業債の公共土木施設災害復旧債がマイナス120万円、農地農業用施設災害復旧債がマイナス1,720万円、林業用施設災害復旧債がマイナス4,030万円、過年の公共土木施設災害復旧債がマイナス930万円、過年林業用施設災害復旧債が10万円であります。

次に、支出に参りますので、引き続きお願いします。

一番上の、今度は事業名称という欄と補正額を読み上げますのでお願いします。

その他特目基金積立金は1,148万円であります。こちらは基金に積み立てるために歳出というお金を立てて積みますという手続きでありますけれども、事業費確定によりまして、森づくり振興基金の積立てが増えたということでお願いします。郡上市ふるさと応援基金積立金は3,199万5,000円、こちらは先ほど歳入で説明しましたふるさと寄附を入りとして受けたものを基金に積立するという歳出を立てるということであります。移住・定住推進事業はマイナス260万円で、こちらは理由欄にありますが、移住支援補助金が確定したということで減額をさせていただきました。以下、事業費の確定で、そういった理由る書かせていただいております。地方交通対策経費は補正額ゼロ円で、こちらが財源更正ということでございます。

暮らしを応援物価高騰支援給付金給付事業はマイナス1,719万3,000円、在宅障がい者交通費助成事業と在宅高齢者等介護慰労事業は、こちらふるさと寄附を財源として充てておりますが、実績に応じて組み替えを行ったということでもあります。民間保育所運営費はマイナス33万3,000円、私立

認定こども園（保育）施設A型給付費がマイナス100万円。

ページを改めまして、認可外保育所保育料無償化事業マイナス59万4,000円。

水道事業会計繰出金マイナス37万3,000円、こちらは水道事業会計の補正でも説明がありますけれども、基本料金免除に係る一般会計からの繰出しが実績で減ったということであります。環境保全推進事業はマイナス726万1,000円、一般廃棄物収集費がマイナス600万円、環境衛生センター管理運営費がマイナス600万円。

農作物の次期作支援事業マイナス610万1,000円、県営郡上南部広域営農団地農道整備事業はマイナス150万円、県営経営体育成基盤整備事業マイナス900万円、小規模森林整備事業はマイナス28万7,000円、ニホンジカ捕獲事業はマイナス1,090万2,000円、郡上市産材住宅建設等支援事業がマイナス151万円、未利用材の搬出促進事業は120万9,000円のマイナス、郡上木育推進支援事業はマイナス23万8,000円、森林経営管理事業はマイナス1,011万2,000円、林業支援技術者育成・確保事業はマイナス117万1,000円、郡上市林業就業移住支援事業はマイナス40万円、県単林道整備事業はマイナスの1,440万円。

ページを改めまして、山村強靱化林道整備事業はマイナス120万円、水産振興施設管理運営経費は補正額はゼロ円ですが、こちらも充当替えということであります。

商工会活動事業がマイナス154万7,000円、事業所等設置奨励金交付事業はマイナス576万1,000円、企業誘致促進事業はマイナス896万9,000円、小規模事業者支援事業マイナス200万円、新型コロナウイルス商工緊急対策事業マイナス52万円、キャッシュレス決済推進事業マイナス1,300万円、外国人観光客誘致事業マイナス159万1,000円、「日本一のおどりのまち郡上」推進事業マイナス474万4,000円。

ページを改めて、過疎対策道路整備事業はマイナス1,800万円、道路除雪経費は1億8,116万円で、こちら一番奥にございますが、2月・3月の予期せぬ降雪によりまして除雪経費が不足したことによる補正であります。急傾斜地崩壊対策事業がマイナスの431万円です。

次の幼稚園管理事務経費から、下から2行目の学校給食賄経費までは、補正理由欄のとおり、交付金確定や財源の組み替え等で補正額はございません。

一番最後に飛んで参りまして、単独災害復旧事業（農地農業用施設）は、463万9,000円のマイナスです。

最終ページに参りまして、現年補助災害復旧事業の（農地農業用施設）は補正額ゼロ円で、補助金確定による財源更正です。単独災害復旧事業（林業用施設）はマイナス473万9,000円、現年補助災害復旧事業の（林業用施設）と、その下の過年補助災害復旧事業（林業用施設）は、財源更正のため補正額はゼロ円です。過年補助災害復旧事業の（公共土木施設）はマイナス2,811万円、その下の現年補助災害復旧事業（公共土木施設）はマイナス322万5,000円です。

以上で、総額で2,407万8,000円を、専決処分させていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第59号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決をいたします。

議案第59号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

それでは、ここで昼食のため暫時休憩をします。再開は午後1時を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

（午前11時50分）

○議長（森藤文男） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

◎議案第60号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程18、議案第60号 専決処分した事件の承認について、令和5年度、郡上市水道事業会計補正予算（専決第2号）を議題といたします。

説明を求めます。

遠藤環境水道部長。

○環境水道部長（遠藤貴広） 失礼します。よろしく申し上げます。

議案第60号 専決処分した事件の承認について（令和5年度郡上市水道事業会計補正予算（専決第2号））。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年4月16日提出、郡上市長 山川弘保。

おめくりいただきまして、令和5年度郡上市水道事業会計補正予算書（専決第2号）をお願いします。

1 ページを御覧ください。

令和5年度郡上市水道事業会計補正予算（専決第2号）。

総則、第1条、令和5年度郡上市水道事業会計の補正予算（専決第2号）は、次の定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和5年度郡上市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収入、水道事業収益の補正額は、営業収益と営業外収益を合わせて104万8,000円の減額、支出、水道事業費用の補正額は、営業外費用の104万8,000円の減額であります。

他会計からの補助金、第3条、予算第9条中4億1,658万円を4億1,620万7,000円に改める。

令和6年3月29日専決、郡上市長 日置敏明。

内容について、7 ページをお願いします。

令和5年度郡上市水道事業会計補正予算（専決第2号）実施計画明細書。

収入です。水道事業の収益、1、営業収益、1、営業収益は67万5,000円の減額です。この事業につきましては、本補正は1月に補正をお認めいただき、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を財源として実施しました。令和5年12月から令和6年1月の水道事業の基本料金免除及び水道の未加入世帯への給付金事業の事業完了に伴う事業費の確定により、不用額を減額するものであります。

すみません、もう一度、収入のほうをお願いします。

水道事業の収益、営業収入、1、給水収益は67万5,000円の減額です。これにつきましては、基本料金免除によります水道料金の減収を4,250万と見込んでおりましたけれども、実績として4,317万5,000円の減収となりましたことから、67万5,000円を減額するものであります。

2、営業外収益、他会計補助金37万3,000円の減額です。これにつきましては、基本料金免除による減額分としまして、水道未加入世帯への給付金相当額を一般財源から補助金として受けるものですが、合計で4,461万2,000円と見込んでおりましたが、実績として4,423万9,000円であったため、37万3,000円を減額するものであります。

支出です。水道事業の営業外費用、雑支出、補正額としてマイナスの104万8,000円。雑支出につきましては、水道未加入世帯への給付額を211万2,000円と見込んでおりましたが、実績として

106万4,000円であったため、104万8,000円を減額するものであります。

説明は以上となります。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議案となっています議案第60号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員会付託を省略することに決定をしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第60号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第61号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程19、議案第61号 郡上市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、地方自治法第117条の規定により、該当となる議員は除斥の対象になっております。よって、12番 田代まさよ議員の退場を求めますのでお願いいたします。

（12番 田代まさよ議員 退場）

○議長（森藤文男） それでは、説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、議案第61号をお願いいたします。

郡上市監査委員の選任同意について。

郡上市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年4月16日提出、郡上市長 山川弘保。

監査委員は、財務管理等に優れた識見を有する方からお一人、そして議会議員のうちからお一人

の、合わせて2名の委員を選任させていただいております。今議会で選任同意をお願いするのは、議会議員のうちから選任をさせていただく委員となります。

下の表を御覧いただきたいと思います。

住所は、郡上市白鳥町中西488番地1、田代まさよ議員でございます。生年月日は記載のとおりでございます。

議員の任期満了に伴い、欠員となっておりますので、新たに委員を選任しようとするものでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

議案第61号について、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案に同意することに決定いたしました。

田代まさよ議員の入場を許可します。

（12番 田代まさよ議員 入場）

◎議案第62号について（提案説明・委員会付託）

○議長（森藤文男） 日程20、議案第62号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第62号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

の一部を改正する条例について。

郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年4月16日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めるとする。

今回の条例改正は、上位法の改正が行われたことに伴う規定整理を趣旨としております。

資料で説明しますので、そちらを御覧ください。

まず、2番目の法改正の概要です。法律では、行政機関等におけるマイナンバーの利用による効率的な情報の管理、利用等の必要な事項が規定をされております。このうち、法律の別表第2においては、マイナンバーを用いて情報連携ができる具体的な事務が規定されております。

図1に情報連携のイメージを掲載しておりますので御覧ください。

左側の転居前市町村から右側の市町村に転居し、例えば所得制限がある給付金を請求する場合に、転居前の市町村に課税証明書の発行を受けて、転居後の市町村に提出すべきところを、②③とありますように、行政間で情報連携を行うことで証明書が不要になると、そういった場合でマイナンバーを利用しているということでございます。法律では、こういったマイナンバーを用いて情報連携できる事務が規定されているということでもあります。

次に、資料中段の「今回の法改正では」とあるところから説明いたしますけれども、今回の法律改正では、情報連携ができる事務を定めておりました別表第2が廃止をされました。この意義としては、法律改正による場合は、国会審議が必要になるところ、情報連携できる事務を主務省令で定めることで、国会審議に要する時間を短縮することが可能となり、マイナンバーの利用に関する必要な対応が迅速に行われることになると、そういった趣旨であります。

今ほどの内容は、図2のイメージのとおりでございます。

上段が、法律でマイナンバーが利用できる事務を規定する場合は国会提出が必要になり時間を要する。下段は、主務省令ということで、所管省庁の長は決定をすれば、マイナンバー利用の拡大が図れる、いろんな利用が図れるということで、その期間が短縮できるといったことでございます。

次に、資料3番目の条例改正の概要でありますけれども、2段落目のところを御覧いただきたいのですが、今回の法改正で別表2が廃止されましたので、条例におきまして同表を引用している規定を改めるものであります。法律の別表第2というものを条例の中で引用しておりますので、なくなったことによって規定を変える必要があるということが生じました。

まず、改正の1点目は、第4条の改正です。削除される法別表第2を引用しております第4条の各項につきまして、改正法の用語に合わせるといった趣旨でございます。

また、第2条では第4条で使用する改正法の用語を条例で使用するために、第2条に新たに第5号、第6号として用語の定義を追加すると、そういった改正をしております。

4番目の施行期日は、改正法の施行日としております。一部改正法は令和5年の6月9日に公布されまして、施行日は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において、政令で定める日とされております。4月12日付で施行日を5月27日とする政令が発出されましたので、同日をもって施行するということになりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。ただいま総務常任委員会に審査を付託しました議案第62号につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、4月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第62号については、4月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第63号について（提案説明・質疑・委員会付託）

○議長（森藤文男） 日程21、議案第63号 郡上市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案第63号をお願いいたします。

郡上市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例について。

郡上市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和6年4月16日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由でございますが、トップマネジメントを強化することを目的に、副市長の定数を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表右側が改正前となります。改正前では副市長の定数を1人とすると思いますが、これを2人に改めるものでございます。

施行期日でございますが、次期副市長の任期の初日であります、令和6年5月14日から施行するものでございます。

提案理由で申し上げましたとおり、山積する諸課題にスピード感を持って、強力に確実に対応していくために、トップマネジメントの体制を強化しようとするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。副市長を1人増やして2人体制にするということで、1人分の副市長にかかる経費、給料、諸手当、それから副市長の責務に関わる様々な行政的な経費、これらは幾らぐらい増えるのかを教えてください。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、お答えをさせていただきます。

副市長にかかる経費ということでございますが、今回、二人体制にするということで、給与、そして期末手当等の諸手当、また、共済費、こういった給与関係でございますけども、こちらが約1,350万円になりますので、よろしくお願いいたします。

また、その他、例えば会議等に伴いまして、出張等があるかと思いますが、そういったところでも多少の経費というのは発生するかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） もう一点、伺いたいと思いますが、この条例改正の案は、どのような経緯で出されてまいったのか。すなわち、前執行部、前市長の段階からの申し渡し事項なのか、あるいは新しい市長になられてからの発案で登場したのか、どちらでしょうか。

○議長（森藤文男） 山川市長。

○市長（山川弘保） 私の発案でございます。これは、今回の選挙を通して、選挙民であります市民の皆様のお声を聞く中で、やはり皆様、山積する課題が大変ある。これをいつまであなたはやるつもりですかと、いつ解決されますかということを申されました。そのお声を聞きながら、やはりスピーディーにする、そして、それぞれの部長とともに、この郡上市を早く健全化した状態にしたいという思いがありまして、私の発案でございます。

○議長（森藤文男） ほかに。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 2番 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 2番 大坪隆成です。ただいまの市長のお話、本当にそうだなというふうに思いました。大変な課題をスピーディーに解決していくために、二人体制の副市長、それであれば、現場でも部長、課長レベルでもたくさん課題があるかと思います。そこで、そこにもたくさん人を手当てしていくのかとなったときに、現在の郡上市の状況からそれができるのかどうか。また、それができないのであれば、どのような対応をお考えなのか。単純に業務を減らしていくということは、市民サービスの低下にもつながるんじゃないかなと思いますが、山川新市長は、どのようなお考えで業務を見直していこうと、スピーディーに進めていこうとお考えなのか、聞かせていただきたいです。

○議長（森藤文男） 山川市長。

○市長（山川弘保） これまで、担当の部長、そして課長が様々なことを担ってこられ、そして職員とともに解決に当たってまいりました。

その中で、郡上市の職員、欠員が発生する、そして庁内の仕事が過重になってしまっていて、そして本来やらなければいけない、そう思いつつも大変な御苦勞をしておられるということも聞いてきました。

そのため、トップマネジメントという意味で、2人をそれぞれの担当を決めて、そしてその部長、課長、そして会議からそれぞれの御意見をしっかりと伺うことで、今度は一番難しい対外的な交渉、これをその2人に当たっていただきたいと思います。

病院会計、そして上下水道の会計、こういった企業会計等は大変な状況になっております。これには、単にこの庁内、そして議会の先生方の御意見を伺いながら進めるのみならず、それを享受、そしてしっかり受けておられる市民の皆さんと、私は対話を通すことで、これを実現したいと思っております。

それには、市長自ら現場へ足を運ぶということだけではなくて、その副市長、それぞれにその現場へ、そういう現場主義というのを私は貫いてまいりましたので、そういった意味でこの2人に、郡上の中で実際の市民の皆様と対話をすることで一つ一つを解決していきたいと、そういう思いでございます。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 2番 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 2番 大坪隆成です。市長、ありがとうございました。

副市長がトップマネジメントとして、現場の部長や課長のフォローもしていきながら、山積する

課題について対応していくと。スピード感も必要なので、そこには副市長が2人がおったほうがい
いだろうというのが、新市長のお考えという理解でよろしいでしょうか。

現場の声もたくさん聞いていただいて、現場でもやっぱり人が足りない、助けてほしいという声
もたくさんある中、マネジメント力を発揮していただいて、業務の見直しや、もし必要であれば職
員の増員等も含めて、現場も含めて、マネジメントのほうの目を向けていただけるといいかなとい
うふうに思います。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 3番 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） 3番 有井です。岐阜県内では、この副市長二人体制は4市とられているか
と思います。割と人口規模の多いところに当たりますが、先ほど、市長の話の中で、お2人の担当と
か役割のバランスですけれども、例えば攻めと守り、そういったものに特化しているのか、もしく
は公募制とかお考えなのかお聞きしたいです。お願いします。

○議長（森藤文男） 山川市長。

○市長（山川弘保） 御指摘のとおり、県内では4市がこの二人副市長制をとっております。岐阜市、
大垣市、そして美濃加茂市と高山市であります。（発言する者あり）各務原市、申し訳ございませ
ん、5市です。この5市の状況は、人口も郡上市と比較して大変多うございます。

その中で、私は今回今言っていた事務の分担という中で、先ほどお話をしました、企業会
計が大変な状況になっているということ、これは前市長からの申し送りでもそのとおりでございま
した。コロナ禍を経る中で、基金のほうからの出動を含め、郡上市の財政状況は、やはりもうこれ
は解決するのは喫緊の課題でございます。

では、その中の守るということからお話しますと、郡上市では現在御存じのようにクリーンセン
ターの大きな問題が出てまいります。これも解決をしていかなければいけない。この日置市長、そ
して現在2期目、3期目、そして多選をしておられます議員の皆さんも問題点であるということは、
重々御承知の上でこれまでの議会運営ということをしてきていただいたと思います。

そういった問題をこれから解決していくために、やはりうちのこと、特に財政の立て直しに強い
そういった人材を私は考えました。それは現在、公募でを考えているわけではなく、この行政を知
っていて、かつ民間のことにも触れたことのある方、この方を私は一応念頭に置いております。

そして、外に向かつては、これまで郡上市の規模で適正かどうか、また、議員の皆様方にもお問
い掛けをしたいと思います。ふるさと納税、これを郡上市の規模であればさらに拡大できるであ
ろう、外からの入りを増やすということは、今の郡上市にとって書くべからざることであります。
こういった外に向かうふるさと納税、そして県、国に対してのさらなる補助事業の新規の取り入れ、

これも自分たちで見つけながら、今まで、この事業にはまだ手が出せなかったけれども、それを広く、しっかりと見極めて郡上市に入れていただける副市長。

さらには、郡上市でも大変問題な少子高齢化、これに対して人口が減るということは、これまで成り立っていた産業が成り立たなくなる、また、集落も形態を変えていかないと維持できなくなるという大変な問題がございます。こういった問題に関して、企画、政策能力の強い、しかも民間経験者、行政も知っているという、この2人を私は念頭に置いて考えたいと思っています。

人口規模で小さいから1人、大きいから2人というのではなく、今ここでやらなければいけないことは何かを考えて、若い世代への先送りをやらないためにも、今、2人の副市長にお願いをして、そして職員と一丸となって郡上市を進めていく、これが必要だと私は今回の郡上を歩いた中で考えてまいりました。

こういった理由で、その2人のこれから担っていただく事務に関しての概要でございますが、また詳しく御説明はさせていただきたいと思いますが、こういった理由でございます。

(挙手する者あり)

○議長(森藤文男) 3番 有井弥生議員。

○3番(有井弥生) 3番 有井です。ありがとうございます。

県内5市でしたね、失礼いたしました。

そうですね、内部統制とか組織の強化につながるとともに、やっぱり未来につながる投資を実行していただければと思います。ありがとうございます。

○議長(森藤文男) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。ただいま総務常任委員会に審査を付託しました議案第63号につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、4月25日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第63号については、4月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(森藤文男) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。大変どうもお疲れさまでございました。

(午後 1時31分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会臨時議長 野 田 かつひこ

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 北 山 浩 樹

郡上市議会議員 大 坪 隆 成

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会臨時議長

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員